

「児島湖畔環境保全アダプト」推進事業 参加団体の手引

令和 7 年 4 月

岡山県環境文化部環境管理課

目 次

1	目的	・・・	1
2	対象となる団体		
3	事業内容等		
4	各種手続き		
	(1) 初めて認定を受けるとき		
	(2) 認定書の内容を変更するとき		
	(3) 補助金の交付について		
	(4) ボランティア保険の加入について		
	(5) 年間の活動が終了した後		
	活動に当たっての質問事項等	・・・	3
	Q 1 どのようなものが補助金の活動対象経費になるのですか？		
	Q 2 交付された補助金の全額を使用しなかった場合は？		
	Q 3 具体的にはどのような活動をすればいいのですか？		
	Q 4 他にどのようなことに注意すればよいのですか？		
	Q 5 児島湖アダプトの活動範囲である児島湖畔及びその 周辺の地域とはどこまでのことをいうのですか？		
	Q 6 清掃作業中に怪我をした場合は？		
	事故発生時の手続	・・・	7
	児島湖畔環境保全アダプト推進事業実施要領	・・・	8
	認定内容変更届出書	・・・	14
	児島湖畔環境保全アダプト推進事業交付金交付要綱	・・・	15
	「おかやまアダプト推進事業」参加者保険申込書	・・・	24
	事故発生報告書	・・・	26
	届出様式記入例		
	① 全活動団体		
	活動団体認定申込書（要領様式1）	・・・	27
	② 補助金の交付の無い団体		
	活動報告書（要領様式3）	・・・	30
	③ 補助金の交付のある団体		
	補助金交付申請書（要綱様式第1号）	・・・	32
	補助金概算払（精算払）請求書（要項様式第2号）	・・・	33
	変更承認申請書（要綱様式第3号）	・・・	34
	活動実績報告書（要綱様式第4号）	・・・	35
	④ 保険に加入する団体		
	保険申込書	・・・	38
	事故発生報告書	・・・	40
	問い合わせ先一覧	・・・	41

1 目的

児島湖畔環境保全アダプト推進事業は、児島湖流域住民及び企業等の団体が県と流域市町の支援のもとに、ボランティアとして県民の共有財産である児島湖畔の清掃美化等の活動を行い、もって児島湖畔の環境保全を推進することを目的とします。

2 対象となる団体

アダプト推進事業の対象となる団体は、事業に賛同する環境保護団体、町内会、老人クラブ、婦人会、生徒会、企業等の団体です。

3 事業内容等

アダプト事業は、児島湖畔及びその周辺の地域の延長200m以上を対象として、清掃、草刈り、浮遊ごみの回収、植栽管理等の清掃美化活動を原則として年2回以上行うものです。認定申請の際に活動範囲、活動内容及び年間の活動予定回数を申し出てください。

4 各種手続き

(1) 初めて認定を受けるとき

① 活動団体認定申込書を提出してください。

児島湖畔環境保全アダプト推進事業実施要領（以下「要領」といいます。）様式1の活動団体認定申込書と活動団体構成者名簿を記入の上、活動対象区間が存在する市町の環境保全担当課に提出してください。

アダプト事業の認定期間は認定日から次の年度の3月末までです。

ただし、更新に当たっては、活動団体、市または県から更新しない旨の意思表示がない限り、同一の内容で1年間自動更新され、その後もこれに準じて更新されます。

② 岡山県環境管理課から活動団体認定書（要領様式2）が送付されます。

この通知により、活動団体として認められたこととなります。

③ 合意書が送付されます。

認定された活動団体は、市町長及び知事との三者で事業実施合意書を締結する必要があります。送付された合意書の内容を確認いただき、3通とも署名、押印の上、返送願います。合意書を締結することにより、回収したごみ処理等の協力を市町から得ることができます。

④ 当該年度の活動を開始してください。

活動後は、報告書を提出する必要がありますので、活動日毎に状況等が分かる写真を撮影しておいてください。

また、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金交付の交付決定を受け、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）別表ただし書きの規

定により、補助額を増額した団体については、名簿等により当日の参加人数を記録するようにしてください。

なお、アダプト活動日に清掃場所で工事をしていることなどがありますので、活動日が決まりましたら予め施設管理者に連絡しておいてください。

(2) 認定書の内容を変更するとき

活動場所や団体の代表者など、認定書の内容を変更する場合は、認定内容変更届出書を岡山県環境管理課に提出してください。

(3) 補助金の交付について

① 補助金交付申請書（要綱様式第1号）を提出してください。

補助金の交付を希望する団体は、要綱様式第1号の補助金交付申請書を提出してください。なお、要綱別表ただし書きの規定により、補助額の増額を希望する団体については、活動予定人数が分かる名簿を添付してください。

また、補助金の交付方法について概算払か精算払のどちらか希望する方を選んでください。

② 補助金交付決定通知書が送付されます。

この通知により、補助金の交付が決定したことになります。

補助金の交付対象となるのは、交付決定後の活動に要した経費に限られますのでご注意ください。

ただし、前年度に補助金の交付を受けた団体に限っては、交付決定を受けた年度の4月1日から交付決定までの間の活動に要した経費は、補助金の交付対象となります。

活動実績報告書を提出する際に必要ですので、活動に要した経費については必ず領収書を残しておいてください。宛名は登録団体名でお願いします。

③ ①で概算払を希望した場合は補助金概算払請求書（要綱様式第2号）を提出してください。

交付決定金額と補助金振込先の口座番号を記入してください。（対象となる経費については3ページをご覧ください。）

後日、岡山県から指定された口座へ補助金が振り込まれます。

なお、この請求書は活動を開始した後に提出していただいても構いません。

(4) ボランティア保険の加入について

ボランティア保険については、県で一括加入します。

この保険加入に当たっては、必ず1年の活動を開始する前に被保険者とする方の住所、氏名を明記した活動団体構成者名簿と「おかやまアダプト推進事業」参加者保険申込書を提出していただく必要があります。

また、構成者に変更があった場合は、その都度活動団体構成者名簿を提出してください。

事故が発生した際、名簿に住所、氏名の記載がない場合は、保険金が支払われないので御注意ください。

なお、提出する名簿については、構成員の住所、氏名が記載されているものであれば、独自に作成されたものでも構いません。また、提出にあたっては必ずコピーをとって、控えとして保存をお願いします。

事故発生時の対応については、7ページをご覧ください。

(5) 年間の活動が終了した後

① 活動報告書（要領様式3）を提出してください。

活動報告書に年間の活動実績と活動状況が分かる写真を添付の上、活動が完了した日の20日後又は3月末日のいずれか早い日までに岡山県環境管理課に提出してください。

補助金の交付を申請した団体は、活動実績報告書（要綱様式第5号）に年間の活動実績、かかった経費の内訳を記入し、領収書のコピーと活動状況が分かる写真を添付の上提出してください。この場合、要領様式3の提出は不要です。

また、要綱別表ただし書きの規定により、補助額を増額した団体については、名簿等、当日の参加人数が分かるものを添付してください。

② (3)-①で精算払を選択した場合は、補助金精算払請求書（要綱様式第2号）を提出してください。

交付確定金額と補助金振込先の口座番号を記入してください。（対象となる経費については3ページをご覧ください。）

後日、岡山県から指定された口座へ補助金が振り込まれます。

③ (3)-①で精算払を選択した場合であって補助金に使い残し、余分がある場合、岡山県環境管理課から納入通知書が送付されますので、最寄りの金融機関等でお支払いください。

取扱金融機関名や納入期日は納入通知書に記載されています。

補助金を使い切っている場合は、納入通知書は送付されません。

〈活動にあたっての質問事項等〉

Q1：どのようなものが補助金の交付対象経費になるのですか？

A1：アダプト事業補助金の対象となる経費は、主に次のようなものです。

○ 清掃、植栽管理等に要する物品の購入費等

- ・ 一般的な清掃用具（ほうき、火バサミ、鎌、軍手、ごみ袋等）
- ・ 草刈機の本体、替刃、燃料等
- ・ 飲料（ただし、アルコール類は除く。）
- ・ 花木の種苗、肥料、改良土、殺虫剤、除草剤、スコップ、ジョウロ等
- ・ 実績報告書等作成に要する経費（写真のフィルム、現像代、郵送料等）
- ・ その他、活動に要する消耗品（タオル、カットバン、蚊取り線香等）
- ・ リース業者から物品（清掃用具、草刈機など）を借上げる場合の借上料

○ ごみ処理経費

・運搬車両借上料

車両の借上げについては、活動に必要な最低限の台数とし、原則としてリース業者から借りてください。個人からの車両の借上げについては、領収書が発行される場合に限り補助対象として認めます。その際の補助額は1回の活動につき3,000円／台を上限とします。

・ごみ処理業者委託料

・家電等有料ごみ処分料

○ 船借上げ経費

・湖内清掃の実施に必要な船の借上料

一方、次のようなものは対象経費としては認められません。

・参加者への日当…本事業はボランティア事業であり、個人の労働についての対価は認められません。

・個人への物品の借上料…ごみ運搬用の車両及び湖内清掃用の船を除き、上記の日当との区別が困難であるため認められません。

・食べ物…基本的には認められませんが、活動後に配るパンなどに限り対象としています。

・活動に使用していない物品…活動日以降に購入した物品や、必要以上に購入して使用しなかった物品については基本的に対象として認めません。

このほか、判断に困るものがありましたら、岡山県環境管理課までお尋ねください。

Q 2：概算払で交付された補助金の全額を使用しなかった場合どうすればよいのですか？

A 2：使用しなかった補助金は県に返納していただくことになります。返納に関する手続は次のとおりです。

1 補助金額の変更という扱いになるので、交付された補助金に余りが生じることが分かったら、すみやかに変更承認申請書（要綱様式第3号）を作成し、岡山県環境管理課に提出してください。ただし、次の場合は変更承認申請書の提出は必要ありません。

・交付された補助金額の20%以内の減額

・悪天候等による活動の中止等、当日のやむを得ない事情による金額の変更

※やむを得ない事情に該当するかについては、岡山県環境管理課に問い合わせてください。

2 活動終了後に提出していただく活動実績報告書（要綱様式第5号）を基に補助金額を確定します。その後、交付した補助金額の過払金について返納通知書を送らせていただきますので、最寄の金融機関でお支払いください。

Q 3：具体的にはどのような活動をすればいいのですか？

A 3：アダプト事業は、児島湖畔におけるゴミ拾いや草刈など、清掃・美化に関する任意の活動をお願いしています。

次のような危険を伴う活動は控えてください。

- ・草刈機以外の動力工具（チェーンソー等）の使用
 - ・ユンボ、バックホー等重機の使用
 - ・野焼きを行う活動
- （これらの活動についてはボランティア保険の対象外となっています。）

Q 4：児島湖アダプトの活動範囲である児島湖畔及びその周辺の地域とはどこまでのことをいうのですか？

A 4：概ね国道30号線より東で、笹ヶ瀬橋、倉敷橋及び鴨川の宇野線の鉄道橋より下流における河川、用水路及び児島湖の周辺のことをいいます。

Q 5：清掃作業中に怪我をした場合は、どうすればよいのですか？

A 5：作業中の怪我や第3者へ損害を与えた場合、状況に応じて保険金が支払われます。事故が起きたときは、速やかに県が契約する保険会社に第一報を入れてください。また、発生から30日以内に事故発生報告書を県環境管理課に提出してください。（保険金請求の流れは6ページを参照してください。）

【契約している保険会社（H24～）】

ニューインディア保険会社岡山支店
TEL086-225-0581（平日9:00～17:00）
0120-117-438（休日・夜間）

※保険会社を変更した際は、団体代表者の方へお知らせします。

（参考）

保険の対象となる事故例

- ・作業中、足を滑らせて溝に落ち骨折した。
- ・自宅から活動場所に向かう途中、転倒して怪我をした。
（ただし、自動車、原動機付自転車に乗車中の事故は対象外）
- ・鎌で草刈をしていて誤って手を切った。
- ・草刈機がはねた石が停めてあった車に当たり、ガラスが割れた。
- ・熱中症、日射病、熱射病になった。

保険の対象とならない事故等

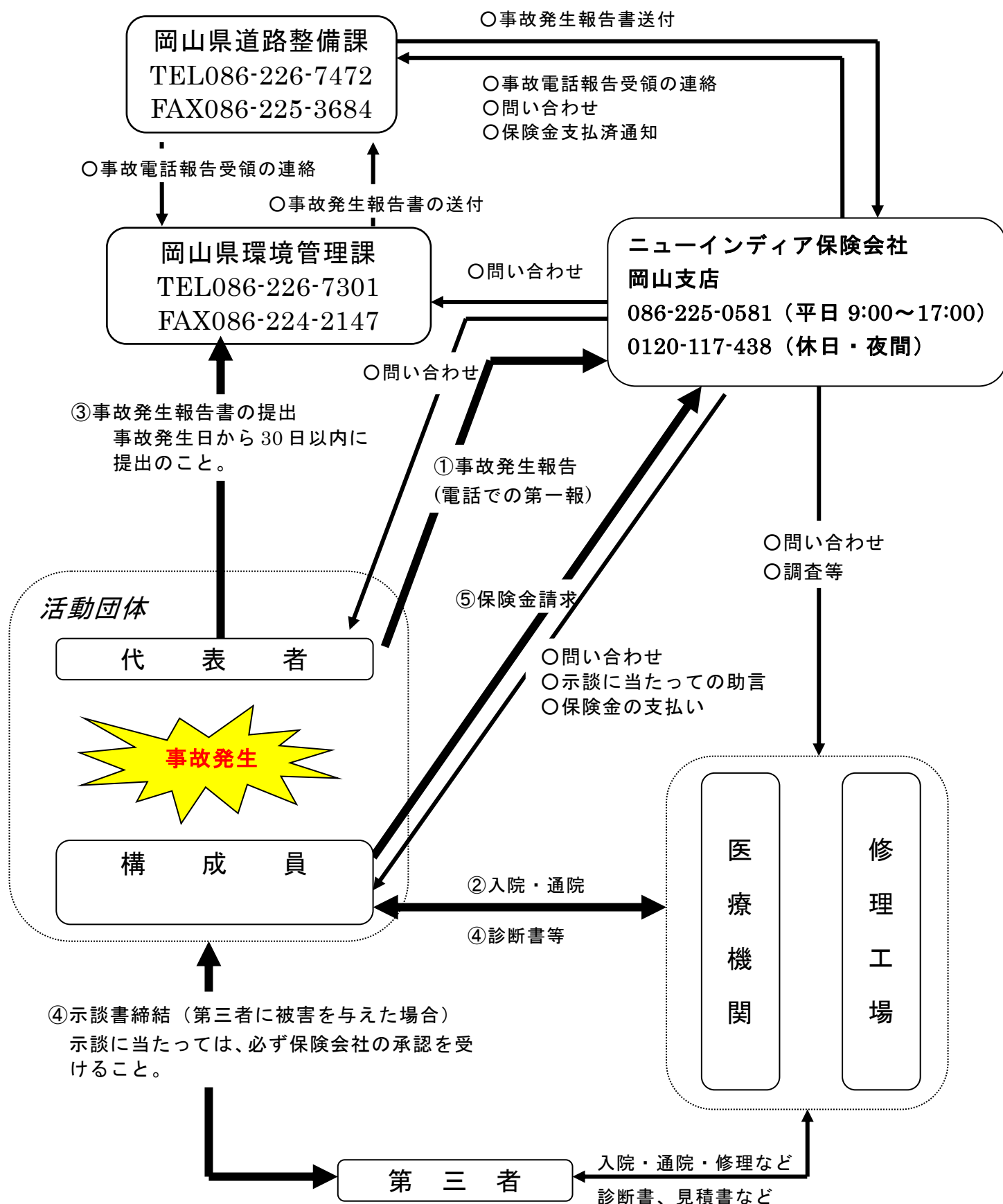
- ・A 3で挙げたような危険な作業に伴う事故
- ・提供した飲食物が原因で食中毒が発生した場合
- ・ぎっくり腰、内部疾患が原因と思われるもの

Q 6：他に、どのようなことに注意すればいいのですか？

A 6：通行車両に十分注意するとともに、斜面等の危険な箇所への進入はやめてください。
また、公序良俗に反する行為、政治活動、宗教活動、営業活動などアダプト活動の趣旨に沿わない行為はしないでください。
ごみ処理については各市町で取扱いが異なるため、市町の窓口にご確認ください。
このほか、判断に困るものがありましたら岡山県環境管理課にお尋ねください。

アダプト推進事業参加者保険 事故発生時の手続き

* 太線矢印の手続が活動団体の役割です。



児島湖畔環境保全アダプト推進事業実施要領

(目的)

第1条 児島湖畔環境保全アダプト推進事業（以下「事業」という。）は、児島湖流域住民及び企業等の団体（以下「活動団体」という。）が県と流域市町の支援のもとに、ボランティアとして県民の共有財産である児島湖畔の清掃美化等の活動を行い、もって児島湖畔の環境保全を推進することを目的とする。

(活動団体)

第2条 活動団体は、事業に賛同する環境保護団体、町内会、老人クラブ、婦人会、生徒会、企業等の団体とする。

(事業参加)

第3条 事業に参加しようとする活動団体の代表者は、活動対象区間の存する市町長（以下「市町長」という。）を経由して知事に活動団体認定申込書（様式1）を提出するものとする。

(認定)

第4条 知事は、必要に応じて市町長及び活動対象区間の管理者の意見を聴き、審査の上活動団体を認定するものとする。

2 知事は、活動団体を認定したときは、活動団体に活動団体認定書（様式2）を送付するものとする。

(合意書締結)

第5条 認定された活動団体は、市町長及び知事との三者で事業実施合意書を締結するものとする。

(事業内容等)

第6条 事業は児島湖畔の延長200m以上を対象として、清掃、草刈り、浮遊ゴミの回収、植栽管理等の清掃美化活動を原則として年2回以上行うものとし、あらかじめ認定申請の際申し出るものとする。

(実施期間)

第7条 実施期間は、合意書を締結した日（以下「締結日」という。）から、締結日の属する年度の3月31日までとする。

2 実施期間の満了日までに活動団体または県から更新しない旨の意思表示がない場合は、

活動団体としての認定は同一の内容で1年間自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

(報告)

第9条 活動団体は、活動終了後、その日から起算して20日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに当該年度の活動報告書（様式3）を提出するものとする。

附則

1 この要領は、平成14年5月27日から施行する。

附則

1 この要領は、平成15年7月25日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 18 年 3 月 22 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 26 年 4 月 14 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 30 年 3 月 29 日から施行する。

活動団体認定申込書

年 月 日

岡山県知事 様

ふりがな
団 体 名

代 表 者 住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

児島湖畔環境保全アダプト推進事業の活動団体として、次のとおり認定を申し込みます。

- 1 活動しようとする範囲
(図面などで活動範囲を明らかにしてください。)

児島湖畔 区 間： から まで
延長： m

- 2 活動頻度

1 年に 回

(活動する予定の月に○を付けてください。
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
1月 2月 3月)

- 3 参加者数

別表「活動団体構成者名簿」のとおり 計 人

- 4 作業内容

- ・清掃
 - ・草刈り
 - ・浮遊ゴミの回収
 - ・植栽管理
 - ・その他
- ()

様式 1 別表

活動団体構成者名簿

ふ り が な 団 体 名			
番号	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			
1 6			
1 7			
1 8			
1 9			
2 0			

活動団体認定書

年 月 日
認定番号

団 体 名

代 表 者 様

岡山県知事 印

貴団体を、児島湖畔環境保全アダプト推進事業の活動団体として、次のとおり認定します。

1 活動範囲

2 活動頻度 1 年に 回

3 参加者数 計 人

4 作業内容

活動報告書

年 月 日

岡山県知事 様

1 活動団体名 _____

2 代表者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

3 活動報告（活動状況の分かる写真を添付してください。）

活動年月日	活動区間	活動内容	参加人数

認定内容変更届出書

年 月 日

岡山県環境文化部環境管理課長 殿

ふりがな
団 体 名

代 表 者

ふりがな
住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

年 月 日付け、認定番号 番で認定された活動団体認定書の
内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容（変更事項にチェックし、変更後の内容を記載してください。）

☐ 団体名、代表者の氏名など

☐ 活動しようとする範囲（変更後の活動範囲がわかる図面を添付してください。）
変更後の活動範囲の延長距離 m

☐ 活動頻度

1 年に 回

活動する予定の月に○を付けてください。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月

☐ 作業内容

活動する作業内容に○を付けてください。

・清掃 ・草刈り ・浮遊ゴミの回収 ・植栽管理
・その他（ ）

2 変更の理由

児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、児島湖畔環境保全アダプト推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域住民や企業等の団体（以下「活動団体」という。）が県と市町の支援のもとに、清掃美化活動等のボランティア活動を通じて、県民の共有財産である児島湖の環境保全を推進することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、活動団体が購入する清掃用具等の購入費用等とする。

2 活動団体が第6条の交付決定を受けた年度の4月1日から交付決定までの間に児島湖畔環境保全アダプト推進事業のためにした支出で、前項に定める交付対象の項目に該当すると知事が認めるものについては、交付対象に含めるものとする。ただし、前年度に補助金の交付を受けた活動団体に限る。

(補助率等)

第4条 この補助金の補助対象となる対象経費、補助率、補助額等は別表に定めるところによる。

2 削除

3 県や市町から支給される物品は、補助金の対象外とする。

(交付申請)

第5条 活動団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行い、活動団体の代表者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、前条の規定による交付決定通知後、概算払を希望する活動団体の代表者に速やかに補助金を概算払するものとする。

2 活動団体の代表者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金概算払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 活動団体の代表者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を、知事あてに提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第9条 活動団体の代表者は、補助事業（第6条第1項の規定による交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするときは、軽易な変更を除き、速やかに児島湖畔環境保全アダプト推進事業変更承認申請書（様式第3号）を知事あてに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、活動当日の現場の状況により補助事業の内容に変更が生じた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

3 第1項に規定する軽易な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 交付決定額の20パーセント以内での、各経費の変更

(2) 交付決定額の20パーセント以内の減額

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 活動団体の代表者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、児島湖畔環境保全アダプト推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の検査等)

第11条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、活動団体の代表者に対し報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 知事は、前項の検査により、実施要領、県規則及びこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、活動団体の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(補助事業の実績報告)

第12条 活動団体の代表者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに児島湖畔環境保全アダプト推進事業活動実績報告書（様式第5号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による活動実績報告書を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額（第9条第1項ただし書きによる場合は、活動実績報告書に基づき適切であると認めた額）を確定し、活動団体の代表者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査に当たり、必要があるときは、活動団体の代表者に対して報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る補助事業が適正に行われたかどうか調査することができるものとする。

3 知事は、前項の検査により、実施要領、県規則及びこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、活動団体の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(補助金の精算払等)

第14条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、精算払を希望する活動団体の代表者に補助金を精算払するものとする。

2 活動団体の代表者は、前項の規定により補助金の精算払を受けようとするときは、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金精算払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、既に交付した補助金額に過払額が生じた場合は、活動団体の代表者に当該過払額の返納を命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第10条の規定による補助金の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- (1) 活動団体の代表者が、実施要領、県規則若しくは本要綱又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 活動団体の代表者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 活動団体の代表者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消し部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号の場合を除く。)には、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付の期限は、当該返還及び納付の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 知事は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助事業の経理等)

第16条 活動団体の代表者は、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 活動団体の代表者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日(第10条の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年 5月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年 3月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年 7月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年 3月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年 1月24日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成25年 5月17日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成26年 4月14日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成27年 9月 9日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表

対象経費	補助率	補 助 額	摘要
清掃、草刈り、浮遊ごみの回収、植栽管理等に要する物品の購入費	10分の10以下	1団体当たり30,000円（ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は50,000円）を上限とする。	鎌 軍手 火バサミ 手あみ 植物の苗、肥料 その他必要な物品
流木等ごみの処理に特別の経費を要する場合であって、知事が特に必要と認める経費		1団体当たり100,000円（ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は150,000円、150人以上の場合は200,000円）を上限とする。	
湖内清掃を実施する場合であって、船の借り上げ等に要する経費		1団体当たり30,000円を上限とする。	

岡山県知事

様

活動団体名 _____

代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金交付申請書

年度において、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 清掃、植栽管理等に要する物品の購入費等（上限30,000円）※1

下記の用具を購入したいので、補助金 _____ 円を交付してください。

対象経費（○を付けてください）			
・ほうき	・ごみ袋	・花木の種苗	・除草剤
・火バサミ	・草刈機の本体	・肥料	・スコップ
・鎌	・草刈機替刃、燃料	・改良土	・ジョウロ
・軍手	・飲料	・殺虫剤	・その他（ ）

2 ごみ処理経費（(1)と(2)合計の上限100,000円）※2

ごみの処理経費が必要ですので、

(1) 運搬車両借上料として、

_____ 円 × _____ 台 × _____ 回 = 補助金 _____ 円を交付してください。

（※活動に必要な最低限の台数とし、原則としてリース業者から借りてください。
個人からの車両の借上げは、領収書が発行される場合に限り補助対象として認め、
補助額は1回（1日）の活動につき3,000円/台を上限とします。）

(2) ごみ処理業者委託料等として、補助金 _____ 円を交付してください。

対象経費（○を付けてください）
・ごみ処理業者委託料
・家電等有料ごみ処分料
・その他（ ）

3 船借上げ経費（上限30,000円）

船の借上げ経費が必要ですので、

_____ 円 × _____ 隻 × _____ 回 = 補助金 _____ 円を交付してください。

4 補助金の交付方法

概算払 ・ 精算払 （希望する交付方法に○を付けてください）

※1・・・ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は50,000円を上限とする。

※2・・・ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は150,000円を上限とし、150人以上の場合は200,000円を上限とする。

岡山県知事

様

活動団体名 _____
代 表 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金概算払（精算払）請求書

年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業について、下記金額を請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

(補助金振込口座)

1 銀行名 _____

2 支店名 _____

3 預金種別 _____

4 口座番号 _____

5 口座名義人 _____

(フリガナ) (_____)

岡山県知事 様

活動団体名 _____
 代 表 者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業変更承認申請書

年 月 日付け、岡山県指令環企第 号で交付決定のあった 年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 交付を受けようとする補助金の額

既 申 請 額 _____ 円
 変 更 申 請 額 _____ 円
 差 額 _____ 円

4 清掃、植栽管理等に要する物品の購入費等（上限30,000円）※1

下記の用具を購入したいので、補助金 _____ 円を交付してください。

対象経費（○を付けてください）			
・ほうき	・ごみ袋	・花木の種苗	・除草剤
・火バサミ	・草刈機の本体	・肥料	・スコップ
・鎌	・草刈機替刃、燃料	・改良土	・ジョウロ
・軍手	・飲料	・殺虫剤	・その他（ ）

5 ごみ処理経費（(1)と(2)合計の上限100,000円）※2

ごみの処理経費が必要ですので、

(1) 運搬車両借上料として、
 _____ 円 × _____ 台 × _____ 回 = 補助金 _____ 円を交付してください。

〔※活動に必要な最低限の台数とし、原則としてリース業者から借りてください。
 個人からの車両の借上げは、領収書が発行される場合に限り補助対象として認め、
 補助額は1回（1日）の活動につき3,000円/台を上限とします。〕

(2) ごみ処理業者委託料等として、補助金 _____ 円を交付してください。

対象経費（○を付けてください）
・ごみ処理業者委託料
・家電等有料ごみ処分料
・その他（ ）

6 船借上げ経費（上限30,000円）

船の借上げ経費が必要ですので、

_____ 円 × _____ 隻 × _____ 回 = 補助金 _____ 円を交付してください。

7 補助金の交付方法

概算払 ・ 精算払 （希望する交付方法に○を付けてください）

※1・・・ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は50,000円を上限とする。

※2・・・ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は150,000円を上限とし、150人以上の場合は200,000円を上限とする。

年 月 日

岡山県知事 様

活動団体名 _____
代 表 者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け、岡山県指令環企第 号で交付決定通知のあった 年
度児島湖畔環境保全アダプト推進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、
岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 10 条の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

3 中止期間又は廃止年月日

中止期間 年 月 日から
年 月 日まで

(廃止年月日 年 月 日)

年 月 日

岡山県知事 様

活動団体名 _____

代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業活動実績報告書

年 月 日付け、岡山県指令環企第 号で交付決定通知のあった 年
 度児島湖畔環境保全アダプト推進事業を実施したので、岡山県補助金等交付規則（昭和 41
 年岡山県規則第 56 号）第 13 条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 活動実績（活動状況の分かる写真を添付してください。）

活動年月日	活動区間	活動内容	参加人数

2 清掃、植栽管理等に要する物品の購入費等（領収書の写しを添付してください。）

購入年月日	購入品目	購入金額（円）
合 計		円

3 ごみ処理経費（領収書の写しを添付してください。）

(1) 運搬車両借上料

支払年月日	内訳	金額（円）
合 計		円

(2) ごみ処理業者委託料等

支払年月日	内訳	金額（円）
合 計		円

4 船借上げ経費（領収書の写しを添付してください。）

_____円×_____隻×_____×回=_____円

提出先：岡山県環境文化部環境管理課

令和 年 月 日

「おかやまアダプト推進事業」参加者保険申込書

岡山県知事 伊原木 隆太 様

活動団体名 _____
代 表 者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

次により令和 年度「おかやまアダプト推進事業」参加者保険加入を希望します。

記

令和 年度活動予定回数 : _____ 回

第1回目の活動予定日 : 令和 年 月 日 ()

参加者保険への加入希望者 : 別添（活動団体構成者名簿）

別表

活動団体構成者名簿

ふ り が な 団 体 名			
番号	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			
1 6			
1 7			
1 8			
1 9			
2 0			

様式記入例

様式 1

活動団体認定申込書

太字斜体箇所が団体の皆様に記入していただく箇所です。

令和〇〇年××月□□日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

ふりがな 団体名 まるまるまるまるかい 〇〇〇〇会

代表者 住 所 ふりがな まるまるしばつぱつちよう 〇〇市××町1-1

氏 名 ふりがな おかやま たろう 岡山 太郎

電話番号 086-〇〇〇-××××

児島湖畔環境保全アダプト推進事業の活動団体として、次のとおり認定を申し込みます。

- 1 活動しようとする範囲
(図面などで活動範囲を明らかにしてください。)

児島湖畔 ふりがな 区 間: まるまるばし 〇〇橋 から まるまろうこうせいもんまえ 〇〇高校正門前 まで
延長: 400 m

活動範囲について、目印になる場所と延長の長さを書いてください。また、活動範囲を分かるようにした図面(地図)を添付してください。

- 2 活動頻度

1年に8回

活動する予定の月に○を付けてください。
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
1月 2月 3月

年間の活動予定回数を書いて、活動予定の月に○を付けてください。

- 3 参加者数

別表「活動団体構成者名簿」のとおり 計 15 人

- 4 作業内容

・清掃

・草刈り

・浮遊ゴミの回収

・植栽管理

・その他

(

)

当てはまる作業内容に○をつけてください。

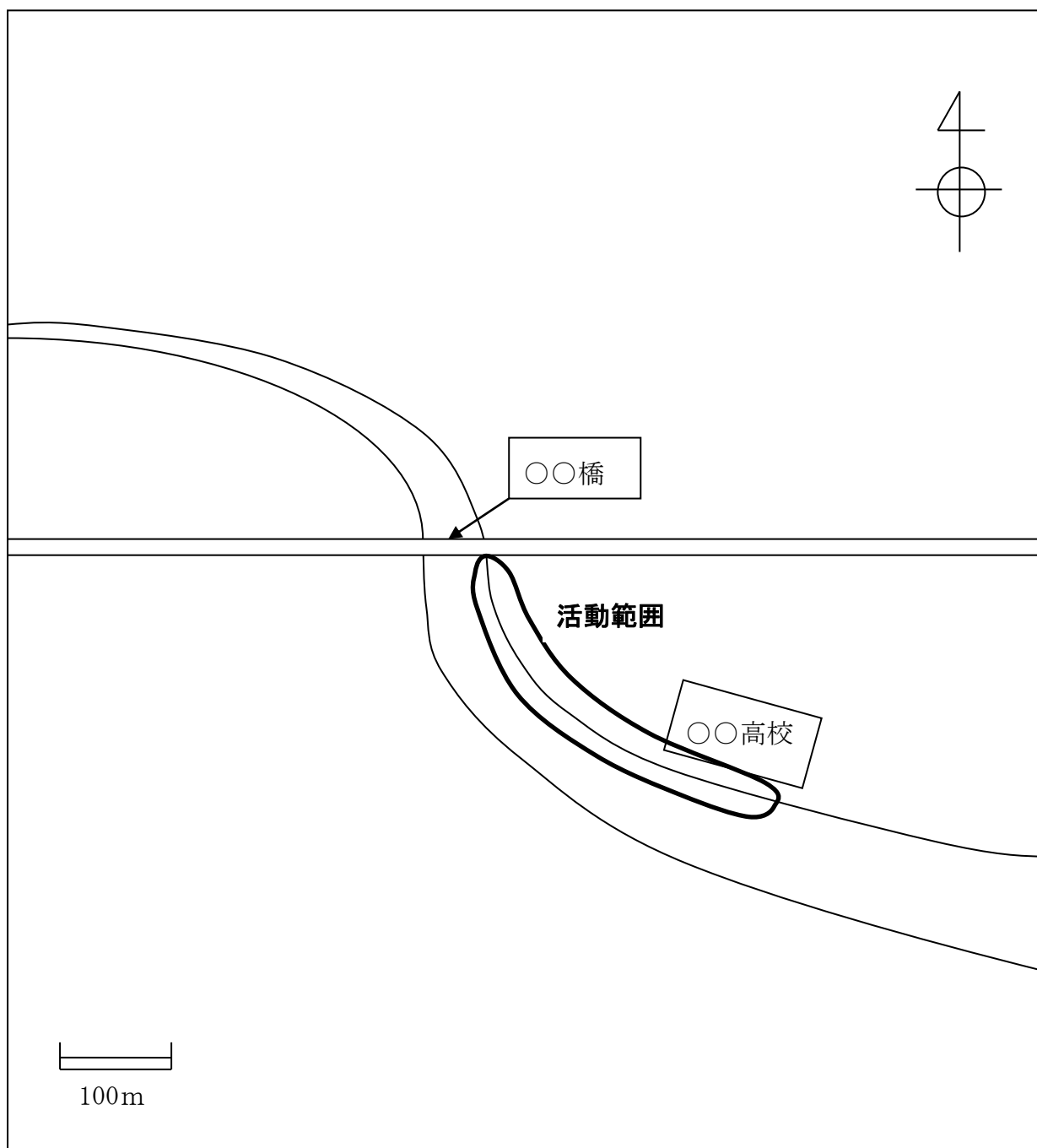
「様式1別表 活動団体構成員名簿」に記入している人数と一致するようにしてください。

様式 1 別表

活動団体構成者名簿

ふ り が な 名 団 体	まるまるまるまるかい 〇〇〇〇会				
番号	氏 名	住 所	備 考		
1	岡山太郎	〇〇市××町1-1	代表者		
2	〇〇〇〇	〇〇市××町1-2			
3	〇〇〇〇	〇〇市××町1-3			
4	〇〇〇〇	団体構成者の氏名・住所を御記入ください。 この名簿に記載された個人情報は岡山県がこの事業の障害・賠償責任保険に加入する際に使用します。 この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等はいたしません。 一年の活動途中で構成者の追加があった場合は、この名簿に追加となった方の住所・氏名、備考欄に「追加」と記入の上、当課に提出してください。 なお、この「活動団体構成者名簿」は、この様式ではなく、各団体で独自に作成されている名簿を提出していただいても差し支えありません。			
5	〇〇〇〇				
6	〇〇〇〇				
7	〇〇〇〇				
8	〇〇〇〇				
9	〇〇〇〇				
10	〇〇〇〇				
11	〇〇〇〇				
12	〇〇〇〇			〇〇市××町3-5	
13	〇〇〇〇			〇〇市××町4-1	
14	〇〇〇〇	〇〇市××町4-2			
15	〇〇〇〇	〇〇市××町4-3			
16					
17					
18					
19					
20					

活動範囲の分かる図面（地図）を添付してください。



様式 3

活動報告書

補助金交付の無い団体の
報告書です。

太字斜体箇所が団体の皆
様に記入していただく箇
所です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

年度内の最後の活動が終了
した日から20日以内又は
3月末日のどちらか早い日
付で提出してください。

岡山県知事 伊原木 隆太 様

1 活動団体名 〇〇〇〇会

2 代表者 住 所 〇〇市××町1-1
氏 名 岡山 太郎
電話番号 086-〇〇〇-××××

3 活動報告（活動状況の分かる写真を添付してください。）

活動年月日	活動区間	活動内容	参加人数
令和〇〇年 6月〇日	〇〇橋から〇〇高校正門前 まで	草刈、清掃活動	15
令和〇〇年 6月〇〇日	〇〇橋から〇〇高校正門前 まで	清掃活動、植栽管理	7
令和〇〇年 10月〇日	〇〇橋から〇〇高校正門前 まで	草刈、清掃活動	10
令和〇〇年 2月〇〇日	〇〇橋から〇〇高校正門前 まで	草刈、清掃活動	15

その年度の活動内容を御記入ください。
また、活動日毎に状況の分かる写真を添付してください。

写真

活動日毎に状況
の分かる写真を
添付してくださ

写真

写真

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原本 隆太 様

太字斜体箇所が団体の皆様に記入していただく箇所です。

活動団体名 〇〇〇〇会
代 表 者 住 所 〇〇市××町1-1
氏 名 岡山 太郎
電話番号 086-〇〇〇-××××

令和〇〇年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金交付申請書

令和〇〇年度において、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

活動に必要と考えられる金額と用具の種類を書いてください。

記

1 清掃、植栽管理等に要する物品の購入費等（上限 30,000 円）※1

下記の用具を購入したいので、補助金 30,000 円を交付してください。

対象経費（○を付けてください）			
・ほうき	・ごみ袋	・花木の種苗	・除草剤
・火バサミ	・草刈機の本体	・肥料	・スコップ
・鎌	・草刈機替刃、燃料	・改良土	・ジョウロ
・軍手	・飲料	・殺虫剤	・その他（ ）

2 ごみ処理経費（(1)と(2)合計の上限 100,000 円）※2

ごみの処理経費が必要ですので、

(1) 運搬車両借上料として、

3,000 円 × 2 台 × 8 回 = 補助金 48,000 円を交付してください。

〔※活動に必要な最低限の台数とし、原則としてリース業者から借りてください。
個人からの車両の借上げは、領収書が発行される場合に限り補助対象として認め、
補助額は 1 回（1 日）の活動につき 3,000 円／台を上限とします。〕

(2) ごみ処理業者委託料等として、補助金 0 円を交付してください。

対象経費（○を付けてください）
・ごみ処理業者委託料
・家電等有料ごみ処分料
・その他（ ）

3 船借上げ経費（上限 30,000 円）

船借り上げ経費が必要ですので、

0 円 × 0 隻 × 0 回 = 補助金 0 円を交付してください。

4 補助金の交付方法

概算払 ・ 精算払 （希望する交付方法に○を付けてください）

※1・・・ただし、当該団体の登録人数が 100 人以上の場合は 50,000 円を上限とする。

※2・・・ただし、当該団体の登録人数が 100 人以上の場合は 150,000 円を上限とし、150 人以上の場合は 200,000 円を上限とする。

(様式第2号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

太字斜体箇所が団体の皆様に記入していただく箇所です。

活動団体名 〇〇〇〇会
代 表 者 住 所 〇〇市××町1-1
氏 名 岡山 太郎 
電話番号 086-〇〇〇-××××

令和〇〇年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金概算払（精算払）請求書

令和〇〇年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業について、下記金額を請求します。

記

請求金額 金 78,000 円

(補助金振込口座)

1 銀行名 〇〇銀行
2 支店名 ××支店
3 預金種別 普通
4 口座番号 〇×△□〇×△□
5 口座名義人 〇〇〇〇会 岡山太郎
(フリガナ) (マルマルマルマルカイ オカヤマタロウ)

口座の名義は「団体名＋代表者名」としていただくことをお勧めします。

団体の代表者と口座の名義人が異なるときは、この事業の補助金受領の権限を代表者から口座の名義人に委任する委任状が必要となります。

(様式第3号)

岡山県知事 伊原木 隆太 様

太字斜体箇所が団体の皆様に記入していただく箇所です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

活動団体名 〇〇〇〇会
代 表 者 住 所 〇〇市××町1-1
氏 名 岡山 太郎
電話番号 086-〇〇〇-××××

令和〇〇年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け、岡山県指令環企第〇〇号で交付決定のあった令和〇〇年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

活動予定日のうち、参加者の集まりが悪く、活動を中止した日が4日あったため。

2 変更の内容

ごみ処理経費を48,000円から24,000円に変更する。

3 交付を受けようとする補助金の額

既申請額 78,000 円
変更申請額 54,000 円
差 額 24,000 円

4 清掃、植栽管理等に要する物品の購入費等（上限30,000円）

下記の用具を購入したいので、補助金 30,000 円を交付してください。

対象経費（○を付けてください）			
・ほうき	・ごみ袋	・花木の種苗	・その他（ ）
・火バサミ	・草刈機の本体	・肥料	
・鎌	・草刈機替刃、燃料	・改良土	
・軍手	・飲料	・殺虫剤	

変更の理由と内容を書いてください。

悪天候による活動の中止など、活動当日のやむを得ない事情による変更は、変更承認申請書の提出は必要ありません。

また、差額が補助金額の20%以内であれば、軽易な変更とみなされるので、変更承認申請書の提出は必要ありません。

やむを得ない事情に該当するかについては、岡山県環境管理課にお問い合わせください。

5 ごみ処理経費（(1)と(2)合計の上限100,000円）※2

ごみの処理経費が必要ですので、

(1) 運搬車両借上料として、

3,000 円 × 2 台 × 4 回 = 補助金 24,000 円を交付してください。

※活動に必要な最低限の台数とし、原則としてリース業者から借りてください。
個人からの車両の借上げは、領収書が発行される場合に限り補助対象として認め、補助額は1回（1日）の活動につき3,000円/台を上限とします。

(2) ごみ処理業者委託料等として、補助金 0 円を交付してください。

対象経費（○を付けてください）
・ごみ処理業者委託料
・家電等有料ごみ処分料
・その他（ ）

変更の無い箇所については、補助金交付申請書と同じ内容を書いてください。

6 船借上げ経費（上限30,000円）

船の借上げ経費が必要ですので、

0 円 × 0 隻 × 0 回 = 補助金 0 円を交付してください。

7 補助金の交付方法

概算払 ・ 精算払 （希望する交付方法に○を付けてください）

※1・・・ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は50,000円を上限とする。

※2・・・ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は150,000円を上限とし、150人以上の場合は200,000円を上限とする。

(様式第5号)

補助金交付のある団体の
報告書です。

太字斜体箇所が団体の皆様に
記入していただく箇所です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

年度内の最後の活動が終了した日か
ら20日以内又は3月末日のどちら
か早い日付で提出してください。

活動団体名 〇〇〇〇会
代 表 者 住 所 〇〇市××町1-1
氏 名 岡山 太郎
電話番号 086-〇〇〇-××××

令和〇〇年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業活動実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け、岡山県指令環企第〇〇号で交付決定通知のあった
令和〇〇年度児島湖畔環境保全アダプト推進事業を実施したので、岡山県補助金等交付
規則(昭和41年岡山県規則第56号)第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 活動実績 (活動状況の分かる写真を添付してください。)

活動年月日	活動区間	活動内容	参加人数
令和〇〇年6月〇日	〇〇橋から〇〇高校正門前	草刈、清掃活動	15
令和〇〇年6月〇〇日	〇〇橋から〇〇高校正門前	清掃活動、植栽管理	7
令和〇〇年10月〇日	〇〇橋から〇〇高校正門前	草刈、清掃活動	10
令和〇〇年2月〇〇日	〇〇橋から〇〇高校正門前	草刈、清掃活動	15

2 清掃、植栽管理等に要する物品の購入費等 (領収書の写しを添

購入年月日	購入品目	購入金額 (円)
令和〇〇年5月〇〇日	草刈鎌5本、軍手15組	5,616
令和〇〇年5月〇〇日	草刈機、替刃、燃料	25,000
合 計		30,616 円

その年度の活動内容
を御記入ください。
また、活動の状況の分
かる写真を添付して
ください。

3 ごみ処理経費 (領収書の写しを添付してください。)

(1) 運搬車両借上料

支払年月日	内 訳	金 額（円）
令和〇〇年 6 月〇〇日	軽トラック 2 台（6 時間） のレンタル	10,000
6 月〇〇日		10,000
1 0 月〇〇日		10,000
令和〇〇年 2 月〇〇日		10,000
合 計 40,000 円		

その年度の活動に使用
した物品の購入費及
びごみ処理経費につい
て、購入(支払)年月
日、品目(内訳)、金
額と合計金額を書いて
ください。

(2) ごみ処理業者委託料等

支払年月日	内訳	金額 (円)
合 計		0 円

船借り上げ経費は掛
かった金額、回数と合
計金額を書いてくださ
い。

また、それぞれの領
収書の写しを添付して
ください。

4 船借り上げ経費 (領収書の写しを添付してください。)

〇円×〇隻×〇回=〇円

領 収 書	
<u>〇〇〇〇会</u> 様	令和〇〇年 5 月〇〇日
金額	¥ 2 5 , 0 0 0
但し 商品代 草刈機、替刃、燃料 上記金額正に領収しました	
× × 商店	

草刈機 1 機	18,000 円
草刈機替刃 2 枚組 5 組	1,200 × 5 = 6,000 円
混合ガソリン 3 リットル	1,000 円
.....	
計	25,000 円 (税込)

領 収 書	
<u> </u> 様	令和〇〇年 6 月〇〇日
金額	¥ 1 0 , 0 0 0
但し レンタル 軽トラック 2 台 6 H (6 月〇〇日) 上記金額正に領収しました	
内訳 現金 〇 小切手 手形 □□ レンタカー	

レシート	
〇〇年 5 月〇〇日	
〇〇 : 〇〇	
.....	
草刈鎌	5 点
¥ 8 0 0 × 5 = ¥ 4 , 0 0 0	
.....	
軍手	1 5 点
¥ 8 0 × 1 5 = ¥ 1 , 2 0 0	
.....	
小計	¥ 5 , 2 0 0
(消費税 8 %	¥ 4 1 6)
.....	
合計	¥ 5 , 6 1 6
お預り	¥ 5 , 6 1 6
.....	
△△商店〇〇店	

宛名は登録団体名としてください。

支払日は必ず記入してください。

領収書では購入したものの内訳が分からない場合、内訳の分かる資料を添付してください。

領 収 書	
<u> </u> 様	令和〇〇年 6 月〇〇日
金額	¥ 1 0 , 0 0 0
但し レンタル 軽トラック 2 台 6 H (6 月〇〇日) 上記金額正に領収しました	
内訳 現金 〇 小切手 手形 □□ レンタカー	

領 収 書	
<u> </u> 様	令和〇〇年 1 0 月〇〇日
金額	¥ 1 0 , 0 0 0
但し レンタル 軽トラック 2 台 6 H (1 0 月〇〇日) 上記金額正に領収しました	
内訳 現金 〇 小切手 手形 □□ レンタカー	

領 収 書	
<u> </u> 様	令和〇〇年 2 月〇〇日
金額	¥ 1 0 , 0 0 0
但し レンタル 軽トラック 2 台 6 H (2 月〇〇日) 上記金額正に領収しました	
内訳 現金 〇 小切手 手形 □□ レンタカー	

これらの領収書、レシートは児島湖アダプト推進事業によるものと相違ありません。

〇〇〇〇会 岡山太郎 

レシートや宛名が団体名でない領収書がある場合、上記のように書いて、代表者名と代表者印をお願いします。



写真

活動日毎に状況
の分かる写真を
添付してくださ



写真



写真

(別紙)

提出先：岡山県環境文化部環境管理課

太字斜体箇所が団体の皆様に記入していただく箇所です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保険申込書の提出日以前に活動を行っていても、保険が適用されるのは提出日以後の活動のみになります。

「おかやまアダプト推進事業」参加者保険申込書

岡山県知事 伊原木 隆太 様

活動団体名 〇〇〇〇会
代 表 者 住 所 〇〇市××町1-1
氏 名 岡山 太郎
電話番号 086-〇〇〇-××××

次により令和〇〇年度「おかやまアダプト推進事業」参加者保険加入を希望します。

記

令和〇〇年度活動予定回数 : 8 回

第1回目の活動予定日 : 令和〇〇年 6月 〇日 (△)

参加者保険への加入希望者 : 別添 (活動団体構成者名簿)

別表

活動団体構成者名簿

ふ り が な 名 団 体	まるまるまるまるかい 〇〇〇〇会		
番号	氏 名	住 所	備 考
1	岡山太郎	〇〇市××町1-1	代表者
2	〇〇〇〇	〇〇市××町1-2	
3	〇〇〇〇	〇〇市××町1-3	
4	〇〇〇〇	団体構成者の氏名・住所を御記入ください。 この名簿に記載された個人情報岡山県がこの事業の障害・賠償責任保険に加入する際に使用します。 この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等はいたしません。 一年の活動途中で構成者の追加があった場合は、この名簿に追加となった方の住所・氏名、備考欄に「追加」と記入の上、当課に提出してください。 なお、この「活動団体構成者名簿」は、この様式でなくとも、各団体で独自に作成されている名簿を提出していただいても差し支えありません。 活動団体認定申込書における活動団体構成者名簿を流用していただいて構いませんが、保険への加入を希望する団体は、毎年名簿を作成し、保険申込書とともに御提出ください。	
5	〇〇〇〇		
6	〇〇〇〇		
7	〇〇〇〇		
8	〇〇〇〇		
9	〇〇〇〇		
10	〇〇〇〇		
11	〇〇〇〇		
12	〇〇〇〇		
13	〇〇〇〇	〇〇市××町4-1	
14	〇〇〇〇	〇〇市××町4-2	
15	〇〇〇〇	〇〇市××町4-3	
16			
17			
18			
19			
20			

事故発生報告書

太字斜体箇所が団体の皆様に記入していただく箇所です。

(岡山県経由)

		保険会社 御中		活動中に団体の構成者が第三者に被害を与えた場合の例です。		
受傷者または被害者	住所	〇〇市××町△-□				
	氏名	〇〇 〇〇	年齢	××	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
第三者に被害を与えた場合 当事者	住所	〇〇市××町4-1				
	氏名	玉野 一郎	年齢	××	電話	086-〇〇〇-××××
物損事故の場合 損害物と破損の程度	乗用車(プレートNo. 岡山〇〇〇 □×××)のフロントガラスにひび割れ 損害物と破損の程度を具体的に記入してください。					
事故発生日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ					
事故発生場所	〇〇川河川敷、〇〇橋から下流に約〇mの地点					

事故の原因、状況など

玉野氏が空き缶を草刈機ではね、その缶が付近に駐車中の乗用車(〇〇氏所有 ナンバー 岡山〇〇〇 □×××)のフロントガラスに当たり、ガラスにひびが入ったもの。
事故後、車は〇〇氏がそのまま運転し、自宅まで帰り、その後自動車工場(□□自動車 電話〇〇〇-×××-△△△△)で修理中。

上記事故報告は事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

活動団体名 〇〇〇〇会

代表者住所 〇〇市××町1-1

代表者氏名 岡山 太郎

代表者電話番号 086-〇〇〇-××××



「児島湖畔環境保全アダプト」推進事業 問い合わせ先一覧

岡山県環境文化部環境管理課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7301 FAX 086-224-2147 ホームページアドレス http://www.pref.okayama.jp/page/268001.html
岡山市環境局環境部環境保全課	〒700-8554 岡山市北区大供1-2-3 TEL 086-803-1281 FAX 086-803-1887
玉野市市民生活部環境保全課	〒706-8510 玉野市宇野1-27-1 TEL 0863-32-5520 FAX 0863-32-5513